

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年8月10日（月）

2 発生日

令和8年7月9日（木）頃から同月31日（金）頃までの間

3 被害品

暗号資産 合計3,618万7,935円相当

4 被害者

和歌山市内に居住する60代女性

5 状況

令和8年7月9日頃、被害者宅に郵便局員を騙る者から「あなたのマイナンバーカードとともに現金が郵便物として届いている。なりすましの被害に遭っている可能性がある。警視庁に被害届を出してください。」等という電話があり、さらに、警視庁の警察官を騙る者に替わり「マイナンバーカードが悪用されていないか調査する。」等と言われました。

その後、被害者の携帯電話に警視庁の警察官を騙る者から電話があり、「警視庁で逮捕した犯人があなた名義の口座を利用していたことが分かり、あなたも容疑者となった。無実を証明するために、あなたの資金を調査する必要がある。在宅調査とするので、1日に4回定時連絡してください。」等と言われました。

そのため、相手の指示に従い、暗号資産のアプリをインストールしてアカウントを作成し、7月31日頃までの間に7回にわたり、暗号資産合計3,618万7,935円相当を指定されたアドレスに送金するとともに、毎日4回程度、相手に定時連絡をして調査結果を待っていました。

しかし、相手からの連絡が少なくなってきたことから、警視庁に確認の電話をしたところ、詐欺被害に遭っていると言われ、本日当署に届け出たものです。

6 その他

詐欺電話の遮断には「国際電話利用休止申込み」や「警察庁推奨アプリ」の利用が大変効果的です。

詳しくは「#みんなとめ」を検索、または最寄りの警察署にお問い合わせください。

万が一、知らない番号から電話を受けた場合はすぐに通話を切り、相談無料の

『ちょっと確認電話』 0120-508（これは）-878（わなや）
に確認してください。